

申請自治体 **埼玉県**

商号又は名称

県庁建設工業株式会社 浦和支店

申請自治体名を記入

建設工事請負個別情報

番号	業種名	工事名	実績高割合	資格情報	備考
1	土木事業	土木一式工事	50%		<p>申請する業種をプルダウンから選択                      経営事項審査を受けていない業種は、申請できません。                      名簿有効期間内に自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。                      5業種以内であっても、他の事業所で申請した業種は重ねて申請できません。                      業種追加の場合は、追加を希望する業種のみ選択してください。(既に登録のある業種は選択しないでください。)</p>
		農業土木工事	50%		
		コンクリート構造物工事			
		大口径管工事			
		地すべり防止対策工事			
		管渠推進工事			
		トンネル工事			
		ニューマチックケーソン工事			
		シールド工事			
		PC橋梁工事			
	希望しない工事	0%			
	割合合計	100%			
2	建築事業	建築一式工事	65%		<p>経営事項審査で受審した業種の完工高を工事分類名の工事で割合を振り分け、「受注希望工事」の小計と「希望しない工事」の割合の合計が、「100%」となるように、割合(数字)を記入</p> <p>【記入例1 建築工事業】                      「建築一式工事」65%                      「木造工事」15%                      「軽量鉄骨工事」0%                      「プレハブ工事」15% + 「コンクリートプレハブ工事」5% = 希望しない工事20%                      割合合計 100%</p> <p>工事分類ベースで詳細な実績が分からない場合は、実績を概算により按分して合計が100%となるように記入してください。                      工事の種類を特定できない場合は、工事内容により主な工事に計上するか、又は工事高を按分してそれぞれの工事に計上してください。                      受注希望工事の実績高割合が0%でも申請希望は可能です。                      当該業種の売上げ実績がない場合は、各受注希望工事、希望しない工事、割合合計の実績高割合に「0%」と記入してください。                      【記入例2 石工事業】売上げ実績0</p>
		木造工事	15%		
		軽量鉄骨工事	0%		
		プレハブ工事			
		コンクリートプレハブ工事			
			希望しない工事	20%	
	割合合計	100%			
3			0%		<p>申請する業種のうち、受注希望する工事分類名を選んで記入                      希望しない2工事を削除</p> <p>【記入例】                      建築工事業のうち、「建築一式工事」「木造工事」「軽量鉄骨工事」を希望。「プレハブ工事」「コンクリートプレハブ工事」は希望しない。 削除する。</p>
		割合合計	0%		
4	石工事業	石工事	0%		<p>【記入例2 石工事業】売上げ実績0</p>
		希望しない工事			
	割合合計	0%			
5	電気事業	総合電気設備工事	45%	埼玉県知事 16051	<p>工事名の頭に がついている工事については、その資格等の登録番号、登録機関名を記入</p> <p>『電気工事業』『管工事業』『電気通信工事業』『消防施設工事業』を申請する場合は、必ず確認してください。                      資格情報等の記入及び書類の提出がない場合、申請できません。                      資格取得者が複数いる場合は、1人分(主な方)の情報を記入しその資格情報(届出書等)の写しを提出してください。</p>
		発電変電設備工事	15%	埼玉県知事 16051	
		送配電設備工事	13%		
		電気設備工事	12%	埼玉県知事 16051	
		信号設備工事			
		上下水道施設電気設備工事	5%		
		その他工事			
	希望しない工事				
	割合合計				

- ・申請業種を記入の上、手引<別表1>を参考に、受注を希望する業種を記入してください。
- ・「希望しない工事」欄には、希望しない工事がある場合も記入してください。
- ・経営事項審査を受けていない業種、申請事業所で建設業計を営んでいない事業所は、申請できません。
- ・「電気工事業」「管工事業」「電気通信工事業」「消防施設工事業」の資格取得者が複数いる場合は、1人分(主な方)の情報を記入しその資格情報(届出書等)の写しを提出してください。(詳細は、「手引」を確認してください。)